

泌尿器科

泌尿器科コース

(1) コースの全体像

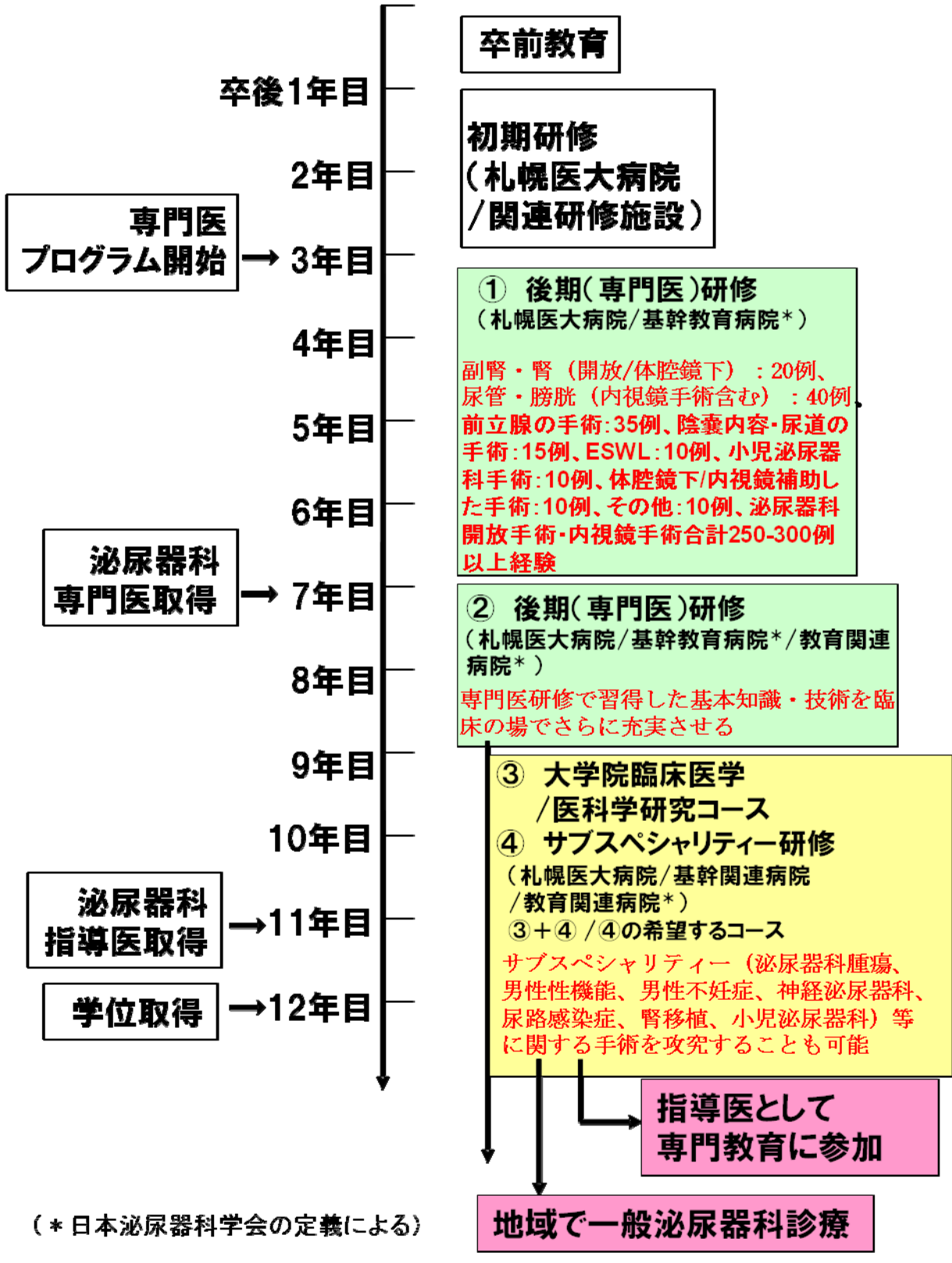
初期研修は札幌医科大学附属病院初期研修プログラムに従って行うことが望ましい。その後は日本泌尿器科学会の泌尿器科専門医の取得を目指して後期研修を行う。

3-6年目：札幌医科大学附属病院泌尿器科或いは基幹教育施設（日本泌尿器科学会認定）で学会が定めた必須症例（A症例）、重要症例（B症例）、呈示症例（C症例）を経験するか、或いは知識として習得。術者或いは助手として泌尿器科的開放手術及び内視鏡手術を合わせて250-300例以上経験。なお、専門医試験は6年目の9月に実施。

専門医取得後2年は札幌医科大学附属病院泌尿器科基幹教育施設或いは関連教育施設での泌尿器科研修を行う。その後、大学院に進学し臨床医学研究コース或いは医科学研究コースで学位を取得。この間および終了後はさらにサブスペシャリティー（泌尿器科腫瘍、男性性機能、男性不妊症、神経泌尿器科、尿路感染症、腎不全・移植など）を攻究することも可能。

なお、一部は他のコースの一部も選択できる。

【札幌医科大学附属病院 泌尿器科コース】



(2) コースの概要

コース名:札幌医科大学附属病院 泌尿器科コース						
大学病院・医療機関名	診療科名	専門分野名	指導者数	目的	養成(受入)人数	期間
札幌医科大学附属病院	泌尿器科	泌尿器科	11	泌尿器腫瘍、下部尿路能、性機能、不妊症、尿路感染症、腎移植の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能。	13	4～5年
旭川赤十字病院	泌尿器科	泌尿器科	2	泌尿器腫瘍、下部尿路能、尿路感染症、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能。	1	1～3年
NTT東日本札幌病院	泌尿器科	泌尿器科	2	泌尿器腫瘍、下部尿路機能、性機能、不妊症、尿路感染症、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
帯広協会病院	泌尿器科	泌尿器科	1	泌尿器腫瘍、尿路感染症、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験 他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
倶知安厚生病院	泌尿器科	泌尿器科	1	泌尿器腫瘍、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能。	1	1～3年
製鉄記念室蘭病院	泌尿器科	泌尿器科	1	泌尿器腫瘍、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
砂川市立病院	泌尿器科	泌尿器科	1	泌尿器腫瘍、腎不全・移植、下部尿路機能、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験 他コース研修医も受け入れ可能	3	1～3年
済生会小樽病院	泌尿器科	泌尿器科	2	泌尿器腫瘍、腎不全、尿路結石、性機能の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
滝川市立病院	泌尿器科	泌尿器科	1	泌尿器腫瘍、腎不全、下部尿路機能、尿路結石、尿路感染症の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
道立こども総合医療・療育センター	泌尿器科	泌尿器科	1	尿路性器奇形、小児排尿異常、小児腫瘍の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
王子総合病院	泌尿器科	泌尿器科	1	泌尿器腫瘍、下部尿路機能、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	2	1～3年

函館五稜郭病院	泌尿器科	泌尿器科	2	泌尿器腫瘍、下部尿路機能、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	2	1～3年
北海道社会保険病院	泌尿器科	泌尿器科	2	泌尿器腫瘍、尿路感染症の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
市立室蘭総合病院	泌尿器科	泌尿器科	2	泌尿器腫瘍、下部尿路機能、尿路結石の診断・手術・経過観察の経験。他コース研修医も受け入れ可能	1	1～3年
東京慈恵会医科大学附属病院	泌尿器科	泌尿器科	1	腹腔鏡手術の研修、泌尿器腫瘍、尿路感染症、下部尿路機能の診断・手術・経過観察の経験	1	1～3年

(3) コースの実績

上記の施設では年間合計で約 5,000 件の手術（あるいはそれに準ずる泌尿器科的処置）が行われている。このうち、いわゆる腹腔鏡などの鏡視下手術件数は年間 100 例である。それぞれに、指導医が少なくとも 1 名は常駐し、さらに専門医も加えると複数の指導的泌尿器科医が存在していることになる。手術件数と受入数とのバランスも問題がない。

(4) コースの指導状況

札幌医科大学附属病院泌尿器科および既述のその関連病院は全て日本泌尿器科学会認定の基幹教育施設あるいは教育関連施設となっており、基本的には上記のどこの施設においても泌尿器科専門医の研修が可能である。しかし、実際の専門医教育さらにはサブスペシャリティー教育には、大学における研修が欠かせないので、原則的には大学での研修と関連病院での研修とを混合させた方式を行っている。学位取得/サブスペシャリティー修得後は大学病院/基幹教育施設、教育関連施設で専門医教育/地域医療に参加する。

(5) 専門医の取得等

学会等名	日本泌尿器科学会
資格名	日本泌尿器科学会専門医
資格要件	<p>日本泌尿器科学会専門医制度規則（抜粋）</p> <p><資格試験受験申請資格></p> <p>専門医の認定を受けようとするものは、専門医資格試験を受験する必要がある。受験に際する申請資格は、つぎの各項をすべて満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本国の医師免許証を有すること。 (2) 申請時において社団法人日本泌尿器科学会会員であること。 (3) 医師免許取得後、2年間の臨床研修を終了していること。 (4) 臨床研修終了後、細則に定める方法により泌尿器科専門研修開始宣言を行い、所定の研修を終了していること。 <p><認定申請資格></p>

専門医の認定を申請するものは、つぎの各項をすべて満たすことが必要である。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 申請時において社団法人日本泌尿器科学会会員であること。
- (3) 学会の定める教育研修の必要単位を取得していること。
- (4) 学会の行う専門医資格試験に合格していること。

<申請手続>

はじめて専門医の認定を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類を審議会に提出し申請に要する諸費用を納入する。

- (1) 専門医認定申請書
- (2) 診療実績記録
- (3) 教育研修記録
- (4) 専門医資格試験合格証明書（写）

<日本泌尿器科学会専門医制度規則施行細則（概要）>

1. 資格に必要な研修期間

専門医の資格取得に要する研修期間は、臨床研修2年と泌尿器科専門研修4年の合計6年以上とする。

2. 研修の方法

はじめて専門医の認定を受けようとするものは、臨床研修終了後、泌尿器科専門研修の研修開始宣言を行い、専門医教育施設において専門医制度のための研修目標に従い研修するものとする。

研修開始宣言は泌尿器科専門研修を開始する年の4月～6月の間に、審議会に対して、これを行うものとする。

専門医教育施設のうち、基幹教育施設において、2年以上の研修を要する。

3. 教育研修単位

はじめて専門医の認定を受けようとするものは、研修開始宣言後申請までに社団法人日本泌尿器科学会(以下学会という)の認める教育プログラム、認定学術集会への参加ならびに業績発表の総計100単位以上を取得しておかねばならない。

前項の単位は社団法人日本泌尿器科学会が学会誌等に公示する。

学術集会の責任者(世話人・幹事等)は、その集会が専門医になるための教育に意義があると思うときは、単位認定申請書を学会あてに提出することができる。学会は申請に基づき、意義を認めた場合、これを認定し、研修単位を定める。

第3項に関する審議は、審議会が行う。

4. 専門医資格試験

はじめて専門医の認定を受けようとするものは、専門医資格試験(以下試験という)にあらかじめ合格していなければならない。なお、試験合格

	<p>の有効期限は、翌年申請時までとする。</p> <p>試験は年1回、専門医資格試験委員会が行うが、実施の詳細は学会誌等に公示する。</p> <p>受験資格者は泌尿器科専門研修開始宣言後、泌尿器科専門研修を3年以上研修した者とする。</p> <p>志願者は所定の専門医資格試験願書に受験料を添えて申し込むものとする。</p> <p>5. 認定更新の条件</p> <p>専門医の認定を更新しようとするものは、更新までの5年間に第10条第1項に準じて総計100単位以上を取得しなければならない。</p>
<p>学会の連携等の概要</p> <p>当該学会主催の年次総会、東部/中部/西部総会、北海道地方会および当該学会主催の卒後教育セミナーへの参加を促し、専門的知識を習得する。</p>	

学会等名	日本性機能学会
資格名	日本性機能学会専門医
資格要件	<p>日本精機能学会専門医制度規則（抜粋）</p> <p><専門医の資格></p> <p>専門医の資格認定を申請する者は、次の各項の条件を満足しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国の医師免許を有すること。 2. 申請時において、3年以上、引き続いて本会の会員であること。 3. 日本泌尿器科学会において定められた専門医、日本内科学会または日本外科学会において定められたいずれかの認定医、日本心身医学会認定医、および専門医制度委員が性機能と関連が深いと認めた学会の認定医または専門医のうち、いずれかの資格を有し、5年以上、性機能障害に対する臨床経験を有すること。ただし、これに該当しない場合においても、性機能障害に対し十分な臨床経験を5年以上つんでいると判断されるものは、専門医制度委員会の議を経て同等の資格を有するものとみなすことができる。 4. 本会の定める教育研究の必要単位を取得していること。 5. 本会の行う専門医試験に合格していること。
<p>学会の連携等の概要</p> <p>当該学会主催の年次総会、東部/中部/西部総会および当該学会主催の卒後教育セミナーへの参加を促し、性機能専門医としての知識を習得する</p>	

学会等名	日本ESWL & Endourology学会
資格名	泌尿器腹腔鏡技術認定医
資格要件	<p>日本泌尿器科学会／日本 Endourology・ESWL 学会泌尿器腹腔鏡技術認定制度規則(抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 泌尿器腹腔鏡技術認定を申請するもの（以下、申請者と略す）は、次に

定める全ての条件をみたさねばならない。

- (1) 日本泌尿器科学会専門医である。
- (2) 日本 Endourology・ESWL 学会会員である。
- (3) 日本泌尿器科学会専門医取得後、2年以上、泌尿器腹腔鏡手術の修練を行っている。
- (4) 腹腔鏡下腎摘除術（腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術、助手補助下を含む）または腹腔鏡下副腎摘除術（腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術）を独力で 遂行できる技術を持っている。
- (5) 腹腔鏡下腎尿管手術（腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術、助手補助下を含む）または腹腔鏡下副腎摘除術（腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術）、あるいはこれらに準じる泌尿器腹腔鏡手術を、主たる術者として20例以上執刀した経験がある。
- (6) 日本泌尿器科学会、日本 Endourology・ESWL 学会、日本内視鏡外科学会が主催する、あるいはこれらの学会が公認する、腹腔鏡に関する教育セミナーに参加している。

2. 申請者は、次ぎに定める書類、ビデオおよび申請料を、審査委員会に提出する。

- (1) 泌尿器腹腔鏡技術認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 日本泌尿器科学会専門医認定証（写）
- (4) 日本泌尿器科学会、日本 Endourology・ESWL 学会、日本内視鏡外科学会が主催する、あるいはこれらの学会が公認する、泌尿器腹腔鏡に関する教育セミナー参加証明書類（写）
- (5) 泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表
- (6) 申請者の腹腔鏡手術手技を評価しうる者2名の推薦状。
- (7) 術者として遂行した腹腔鏡下腎摘除術（腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術、助手補助下を含む）または腹腔鏡下副腎摘除術（腹腔鏡手術または後腹膜鏡手術）の未編集ビデオ（コピー3本）
- (8) 泌尿器腹腔鏡技術認定審査料（別に定める）

3. 審査委員会は、毎年1回、申請書類およびビデオをもとに、申請者の技術審査を行い、判定を行う。1名の申請者を2名の審査委員が審査する。判定結果は、本制度委員会の議を経て、両学会理事長に答申する。

4. 両学会理事長は、連名で、本制度委員会が審査委員会の審査結果に基づき泌尿器腹腔鏡手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本泌尿器科学会/日本 Endourology・ESWL 学会泌尿器腹腔鏡技術認定証を交付する。

5. 日本泌尿器科学会/日本 Endourology・ESWL 学会泌尿器腹腔鏡技術認定証の交付を受けた者は、その認定証と申請料を添えて、日本内視鏡外科

	<p>学会技術認定制度委員会に、日本内視鏡外科学会技術認定[泌尿器腹腔鏡]の認定を申請することができる。ただし、この申請を行う者は日本内視鏡外科学会会員でなければならない。</p> <p>6. 泌尿器腹腔鏡技術認定資格は5年ごとに更新を必要とする。更新は、下記各号について審査委員会で審査し、本制度委員会が判定して承認する。</p> <p>(1) 泌尿器腹腔鏡技術認定更新申請書</p> <p>(2) 日本泌尿器科学会専門医認定証（写）</p> <p>(3) 最近5年間の泌尿器腹腔鏡手術実績一覧表（様式は別に定める）</p>
<p>学会の連携等の概要</p> <p>当該学会主催の年次総会および当該学会主催の教育セミナーへの参加を促し技術認定として相応しい知識と技術を習得する。</p>	

学会等名	日本生殖医学学会
資格名	日本生殖医療専門医
資格要件	<p><申請条件（抜粋）></p> <p>(1) 会員歴が通算5年以上の会員。</p> <p>(2) 産婦人科専門医（日本産科婦人科学会認定）あるいは泌尿器科専門医（日本泌尿器科学会認定）で専門医資格取得後3年以上の生殖医療の臨床経験があること。</p> <p>(3) 生殖医療に関する論文が10編以上（うち主著2編以上）および学会発表が10題以上（うち筆頭2題以上）あること。</p> <p>(4) 生殖医療専門医としての適切な知識、品位、高い倫理性があること</p>
<p>学会の連携等の概要</p> <p>当該学会主催の年次総会、北海道地方会への参加を促し、専門的知識を習得する。</p>	